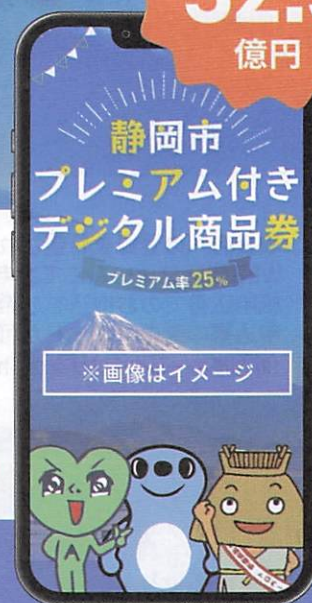


取 扱 店 募 集

静岡市 プレミアム付き デジタル商品券

発行総額
32.5
億円

プレミアム率 **25%**



申込期間

2月19日 月 からお申し込み開始
取扱店お申し込み一次締切 **3月24日** 日 まで

※一次受付分については初回公開の店舗一覧に掲載します

初めてのデジタル決済でも安心!!

¥0

手数料負担なし

参加・利用・換金にかかる費用
すべて無料



PC・スマホ不要

準備はQR台紙の設置のみ
取扱店はパソコン・スマホがなくても
事業参加が可能



早い振込

締め日から3営業日以内に振込
自動精算の為、操作は不要

事業者向け説明会について

3月11日 (月)

場所 清水社会福祉会館はーとびあ清水
3階大会議室

住所 静岡市清水区宮代町1-1

3月12日 (火)

場所 静岡商工会議所会館 5階ホール

住所 静岡市葵区黒金町20-8

3月13日 (水)

場所 静岡商工会議所会館 5階ホール

住所 静岡市葵区黒金町20-8

【全体説明会】 10:00～10:45 または 14:00～14:45 (1回 45分、内容はどの会場も全て同じ、予約不要)

【個別相談会】 10:00～16:00 (全体説明会の時間を除く、予約不要)

※上記会場はどちらも参加者専用駐車場がありませんので、公共交通機関にてお越しいただくか近辺の駐車場をご利用ください。



CITY OF SHIZUOKA
静岡市

【発行元】

静岡市プレミアム付きデジタル商品券実行委員会 (事務局: 静岡市経済局 商工部 商業労政課)
専用コールセンター 0120-566-550 (9:00～19:00 土日祝含む)

静岡市プレミアム付きデジタル商品券の概要

発行総額	520,000口 合計32億5,000万円
形態	電子（専用のスマホアプリを使用）
販売内容	販売価格：1口5,000円（1人4口まで） 額面金額：1口6,250円（プレミアム率：25%） 販売対象：静岡市内に在住、または通勤・通学されている方 販売期間：令和6年5月10日（金）～5月31日（金） ※事前に申込期間を設け、応募多数の場合は抽選
利用期間	令和6年5月10日（金）～令和6年11月30日（土）
利用方法	利用者がスマホアプリに購入金額を入れる「ユーズスキャン」方式 店舗側はPC・スマホがなくても利用可能
店舗換金	毎月複数回の締め日後3営業日以内に自動振込（手数料負担なし）

静岡市プレミアム付きデジタル商品券取扱店へのお申込みについて

【募集期間】 **一次募集** 令和6年2月19日（月）～3月24日（日）※以降も随時受け付けます。

【申し込み方法】

取扱店への登録を希望される場合は、誓約事項に同意の上、WEB申込フォームにてお申込み下さい。
紙申込書でのお申込をご希望の場合は、静岡市ホームページにて申込書のダウンロードが可能です。
（静岡市ホームページリンク：https://www.city.shizuoka.lg.jp/381_000195.html）

取扱店登録申込
WEBフォームはこちら▶

なお市内に複数の店舗を持つ事業者は
店舗毎にお申し込みください。



<https://fd8fd3d0.form.kintoneapp.com/public/shizuoka-storeform>

【申し込み後の流れ】

お申し込みをいただいた後、事務局による審査、登録処理が完了次第、スターターキットを発送いたします。

STEP ①

申込

（Webフォーム又は紙申込書）

STEP ②

審査・登録処理

（2週間程度）

STEP ③

スターターキットの
送付

※4月中旬までにお申し込みいただいた店舗へは、利用開始1週間前に届くよう発送予定となります。

募集要項

対象店舗の要件など

●静岡市内において、一般消費者に商品・サービスを提供する小売業・サービス業（飲食・生活関連）等を営む事業所又は店舗であること●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っていないこと●宗教的活動又は政治的活動をしている団体でないこと●公序良俗に反する営業を行っていないこと●役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法同条第6号に規定する暴力団員、暴力団関係者又は、その他反社会的勢力との関係を有する者でないこと●取扱店において利用可能期間内に限り利用可能とすること●現金との引き換えはしないこと。決済取消の場合も、原則として現金による返金には行わないこと●取扱店において、本デジタル商品券を利用対象としない商品を定める場合は、あらかじめ利用者が認識するよう明示させること●商品券の額面以上の商品などをお求めの際は、現金等と合わせて使用できません

デジタル商品券の利用対象にならないもの

①不動産、有価証券及び金融商品の購入②金券、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属、チケット類などの換金性の高い商品の購入③税金、保険料及び電気・水道・ガス・電話料金の支払い④医療保険、介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む。）の支払い⑤たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入⑥特定の宗教・政治団体に関わる取引及び公序良俗に反する取引⑦換金及び金融機関への預け入れ⑧一般消費者に対する商品やサービスの提供（BtoC）でないもの（BtoB事業における取引等は対象となりません）⑨その他委託者が不適当と認めるもの



CITY OF SHIZUOKA
静岡市

【発行元】

静岡市プレミアム付きデジタル商品券実行委員会（事務局：静岡市経済局 商工部 商業労政課）
専用コールセンター 0120-566-550（9:00～19:00 土日祝含む）